

栽培実験指針に盛り込む交雑・混入防止措置関連資料

1 交雑防止措置

- (1) 研究所で栽培実験を行う第1種使用規程承認作物が研究所外部等の同種栽培作物に交雑することを防止するためには、同種栽培作物と十分な隔離距離の確保等の方法が考えられるところ。
- (2) 栽培実験指針では、科学的知見等に基づき作物別に交雑防止措置と一般的な方法として採りうる交雑防止措置を定める方向。
- (3) 作物別に定める交雑防止措置については、以下の資料等を収集。
 - ①花粉の飛散距離、交雑率に関する国内外の文献
 - ②種子生産等における実情（隔離距離、その他の措置など）
 - ③海外における遺伝子組換え農作物野外試験での実情（隔離距離、その他の措置など）

2 混入防止措置

- (1) 市場に出すなど研究所内の生産物を研究所外に出す場合等、その生産物に第1種使用規程承認作物が混入することを防止することが必要。
- (2) 栽培実験指針では、第1種使用規程承認作物の栽培・収穫に係る作業の過程において混入を防止するために留意すべき事項を盛り込む方向で考えているところ。